**平成２５年（フ）第２３３３号**
横浜市港北区小机町350番地15　サニーライフイセハラＢ102
債務者　横山マリア　ルイザこと　ヨコヤマ　マリア　ルイザ　カウイラン
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２号**
静岡市駿河区桃園町19番１号　下川原団地１棟307号
債務者　小林　直美
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１８３号**
長崎県佐世保市下本山町410番地　ライムハウス101号、旧住所長崎県佐世保市上原町441番地５　コーポＫⅡ１－Ｂ
債務者　樋原みよ子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２６年（フ）第２２０号**
大阪府豊中市豊南町西１丁目６番７号
債務者　幡中　伸彦
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４号**
北海道帯広市西16条南１丁目35番13号
債務者　以頭　尚樹
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２５年（フ）第６２６号**
横浜市金沢区谷津町150番地２　711号室
破産者　橋本　賢了
1　決定年月日　平成26年１月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　すべての破産債権者が破産債権を取り下げた。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２５年（フ）第５０２号**
大阪府和泉市伯太町３丁目５番20号
破産者　池田　洋子
1　破産債権の届出期間　平成26年２月27日まで
2　一般調査期日　平成26年４月15日午後２時
平成26年１月28日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第１０６号**
北海道小樽市花園４丁目24番１号
破産者　佐坂　　政
1　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
2　一般調査期日　平成26年４月15日午後１時30分
平成26年１月28日　札幌地方裁判所小樽支部

**平成２５年（フ）第３４５号**
静岡市駿河区下川原３丁目８番20号
破産者　白鳥　尚江
1　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
2　一般調査期日　平成26年３月26日午前11時45分
平成26年１月28日
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１４８７号**
名古屋市東区葵１丁目12番36号　パークヒルズ葵801号、従前の住所愛知県知立市中町中132番地　知立パークホームズ804号
破産者　島岡　治之
1　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
2　一般調査期日　平成26年４月８日午前10時40分
平成26年１月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１１２号**
大阪府貝塚市地蔵堂87―１ハイツ山本Ｂ棟201　東原方、住民票上の住所大阪府岸和田市小松里町2076番地
破産者　田中　茂光
1　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
2　一般調査期日　平成26年４月15日午後２時
平成26年１月29日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第８８６号**
広島市中区土橋町４番24―802号
破産者　檜木　靖志
1　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
2　一般調査期日　平成26年４月22日午前10時30分
平成26年１月29日
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２１２号**
宮崎市橘通東３丁目３番18号
破産者　有限会社ブティックココ
1　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
2　一般調査期日　平成26年４月11日午後２時30分
平成26年１月29日　　宮崎地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第２１４号**
宮崎市吉村町江田原甲311番地６　ヴァン・ヴェール檜301号、前住所宮崎市橘通東３丁目３番18号
破産者　落合　英子
1　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
2　一般調査期日　平成26年４月11日午後２時30分
平成26年１月29日　　宮崎地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第７３８号**
大阪府松原市東新町２丁目２番20号
破産者　竹本　嘉徳
1　破産債権の届出期間　平成26年３月３日まで
2　一般調査期日　平成26年４月17日午後３時
平成26年１月28日
大阪地方裁判所第６民事部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成２５年（フ）第４４号**
山口県柳井市古開作1192番地19
破産者　萬谷　英俊
異議申述期間　平成26年３月10日まで
平成26年１月29日　山口地方裁判所岩国支部

**平成２４年（フ）第１４６号**
愛知県名古屋市守山区泉が丘605番地　メゾンソレアード103号、開始決定時の住所宮崎県日向市大字財光寺287番地３
破産者　佐藤　映子
異議申述期間　平成26年３月25日まで
平成26年１月29日　宮崎地方裁判所延岡支部

## 免責許可決定中更正

**平成２５年（フ）第１４８号**
山口県下関市古屋町２丁目12番１号　レオパレス古屋町204号、前住所・開始決定時の住所山口県下関市富任町６丁目15番15号　桜荘、前々住所山口県下関市大字有冨297番地
破産者　山本　昌代（旧姓本美）
1　主文　当裁判所が平成26年１月８日にした免責許可決定中、破産者の住所が「山口県下関市富任町６丁目15番15号　桜荘、前住所山口県下関市大字有冨297番地」とあるのを「山口県下関市古屋町２丁目12番１号　レオパレス古屋町204号、前住所・開始決定時の住所山口県下関市富任町６丁目15番15号　桜荘、前々住所山口県下関市大字有冨297番地」と更正する。
2　決定年月日　平成26年１月27日
山口地方裁判所下関支部